

刈谷市街頭防犯カメラ機器等賃貸借について、事後審査型制限付一般競争入札を行うので、次のとおり公告する。

令和7年11月12日

刈谷市長 稲垣

武



1 入札に付する事項

(1) 件名

刈谷市街頭防犯カメラ機器等賃貸借

(2) 物件の表示

ア 街頭防犯カメラ機器等 1方向撮影型 12台

イ 告知板 12枚

上記の取付けに伴う、配線・取付金具等を含むものとする。

(3) 賃貸借期間

令和8年3月1日から令和13年2月28日まで(60か月)

2 入札参加資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たす法人又は個人に限り入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に該当しない者であること。

(2) 過去3年間に於いて、地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当したことがない者であること。

(3) 法人にあっては愛知県内に本店、支店、営業所等を有し、個人にあっては愛知県内で事業を営んでいること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続の決定を受けている者を除く。)でないこと、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

(5) 公告日から落札決定までの間、刈谷市入札参加資格停止要領(平成6年7月12日施行)に基づく入札参加資格停止処分を受けていない者であること。

(6) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代

表者、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが同法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められる法人等(法人又は個人をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)が、経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等

ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力又は暴力団員等若しくは暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められる法人等

エ 役員等又は使用人が、暴力団、暴力団員等若しくは暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる法人等

オ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる法人等

カ 役員等又は使用人が、アからオまでのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められる法人等

キ 無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項の規定による観察処分を受けている法人等

(7) 国税、県税又は市町村税を滞納している者でないこと。

(8) 過去10年間(当該年度含まず)に、官公庁(国、地方公共団体並びに公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に規定されている特殊法人に限る。)発注の1契約で10台以上の防犯カメラの設置及び賃貸借業務で、元請としての契約実績(現在賃貸借期間中のものも含む)を有する者であり、情報セキュリティマネジメントシステム(ISO27001/ISMS)の認証取得組織又は、プライバシーマーク付与事業者であること。

(9) 入札日の前日(日曜日及び土曜日を除く。)までに、「あいち電子調達共同

システム(物品等)」に名簿登録されていること。

3 入札説明書等の配布期間、場所及び方法

本入札に係る入札説明書等の配布は、次のとおりとする。

(1) 配布期間

令和7年11月12日(水)から令和7年11月25日(火)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 配布場所

刈谷市役所3階 暮らし安心課

(3) 配布方法

暮らし安心課にて配布するほか、刈谷市ホームページからダウンロードすることができる。

4 入札参加申込書の提出

入札参加を希望する者は、入札説明書に示す書類を、次のとおり提出しなければならない。また、期限までに申込書を提出しない者は、本入札に参加することができない。

(1) 提出期間

令和7年11月12日(水)から令和7年11月25日(火)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 提出場所

刈谷市東陽町1丁目1番地

刈谷市役所3階 暮らし安心課

(3) 提出方法

持参による。(郵送、電子メール、ファクシミリ等、持参以外のものは受付しない。)

5 質問書の提出

入札説明書等に関して質問がある場合は、質問書(様式3)を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年11月18日(火)午後5時15分まで

(2) 提出場所

刈谷市役所 3 階 くらし安心課

(3) 提出方法

持参又は電子メールに限る。

(4) 回答方法

回答は、随時くらし安心課及び刈谷市ホームページにて公開する。

6 入札執行の日時及び場所

(1) 日時

令和 7 年 1 1 月 2 7 日 (木) 午前 1 1 時 0 0 分

※郵送による入札は行わない。

(2) 場所

刈谷市役所 3 階 3 0 1 会議室

7 入札保証金

刈谷市契約規則 (昭和 4 0 年規則第 1 0 号) 第 1 1 条第 2 号の規定により全額免除

8 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加者の資格を有しない者のした入札

(2) 入札に際して談合等による不正行為があった入札

(3) 指定の日時までに指定の場所に持参しない入札

(4) 同一事項の入札に対し 2 以上の意思表示をした入札

(5) 他人の代理を兼ね、又は 2 以上の代理をした者の入札

(6) 記名及び押印のない入札

(7) 入札書の記載事項が確認できない入札

(8) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札

(9) 郵送による入札

(10) 契約担当者の指示に従わなかった者の入札

9 開札

(1) 開札は、6 で指定する日時及び場所で、入札の終了後直ちに行う。

(2) 入札参加者又はその代理人は、開札に立ち会わなければならない。

(3) 最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とし、後日資格審査を行った上で落札者を決定する。ただし、落札候補者に資格がなかった場合は、次の順位者から順に資格を確認し、資格を満たしている者を落札者とする。

(4) (1) から (3) までに記載のない事項については、刈谷市工事関係入札心得書 (昭和 5 4 年 4 月 1 日施行) によるものとする。

10 落札者の公表

落札者の決定後、刈谷市ホームページで落札者名、落札金額及び入札参加者数を公表する。

11 契約の締結

(1) 契約書の作成を要する。

(2) 契約の締結及び履行に関する費用は、全て落札者の負担とする。

12 契約保証金

刈谷市契約規則に基づいて納付するものとする。

13 その他

(1) 提出された書類等は、返還しない。

(2) 詳細は、入札説明書による。